

平成30年
第3回3月定例教育委員会議事録

平成30年3月26日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招集日 平成 30 年 3 月 26 日
- 開会時間 午前 10 時 00 分
- 閉会時間 午前 11 時 10 分

2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3

3 会議次第

(1) 議事録署名委員

- 平成 30 年第 2 回議事録の署名委員 安部 一枝 委員
- 今回議事録の署名委員 角 敬之 委員

(2) 議事 (全て可決)

- 第 9 号 小学校・中学校管理職員等の人事について
- 第 10 号 教育委員会事務局職員の人事について
- 第 11 号 大野城市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 12 号 大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 13 号 大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 14 号 大野城市歴史資料展示室管理運営規則を廃止する規則の制定について
- 第 15 号 大野城市子ども読書活動推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第 16 号 平成 30 年度大野城市教育振興基本計画について
- 第 17 号 平成 30 年度産業医の選任について
- 第 18 号 大野城市指定有形文化財 (考古資料) の指定について
- 第 19 号 大野城市小中学校日本語支援ボランティア派遣事業実施要綱の制定について

(3) 教育長報告

(4) 報告 なし

(5) その他

①教育長の業務報告（1月～2月分）

②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成30年3月分）

③3月定例議会 一般質問の概要について

4 出席した委員等 吉富 修（教育長）角 敬之 安部 一枝
高木 和敏 松本 民仁 梶原 千春

5 欠席した委員

6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也
教 育 政 策 課 長 船越 康二
教 育 振 興 課 長 森永 希代美
教 育 指 導 室 長 野口 英世
ス ポ ー ツ 課 長 船越 善英
ふるさと文化財課長 石木 秀啓
教 育 政 策 課 係 長 葉山 賀瑞江
教 育 政 策 課 担 当 渡邊 洋介
ふるさと文化財課担当 上田 龍児

7 会議の書記 教育政策課教育政策担当 葉山 賀瑞江

午前10時00分 開会

○吉富教育長

では、おそろいになりましたので、ただいまより平成30年3月定例教育委員会を開会いたします。

傍聴の申し出はあっておりますか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

あっていないということでございます。

〔議事録承認〕

○吉富教育長

議事録の承認に入らせていただきます。前回2月定例会にて安部委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

今回の議事録の署名につきましては、角委員さんをお願いいたします。次回お願いいたします。

○角委員

はい。

〔議 事〕

〔第9号議案 小学校・中学校管理職員等の人事について〕

〔第10号議案 教育委員会事務局職員の人事について〕

○吉富教育長

早速ではございますが、議事に入らせていただきます。

今からご提案します第9号議案及び第10号議案は人事案件でございますので、これは非公開とします。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、第9号議案及び第10号議案の審議につきましては、非公開といたします。議事録作成用の録音を停止し、事務局職員はしばらく退席をお願いいたします。

(録音中断)

○吉富教育長

第9号議案、第10号議案につきましてはお認めいただきました。ありがとうございました。

[第11号議案 大野城市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について]

○吉富教育長

進めさせていただきます。第11号議案、大野城市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いいたします。

船越課長、お願いいたします。

○船越スポーツ課長

3ページをお願いいたします。第11号議案、大野城市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

理由としましては、コミュニティ運営委員会の組織改編により、同委員会の名称がコミュニティ運営協議会に変更されることに伴い、所要の改正を行うものです。

4ページをお願いいたします。改正内容につきましては、規則の第4条、委嘱（3号）の「各コミュニティ運営委員会」から推薦された者という文言を、「各地区運営協議会」から推薦された者と改正を行うものです。

施行期日は、平成30年4月1日から施行することにしていきます。

説明は以上になります。

○吉富教育長

説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご確認、ご質問があればお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

よろしいですか。それでは、第11号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第11号議案は承認すべきものと決めます。

〔第12号議案 大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について〕

○吉富教育長

第12号議案、大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いいたします。

船越課長、お願いいたします。

○船越スポーツ課長

5ページをお願いいたします。第12号議案、大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

理由としまして、コミュニティ運営委員会の組織改編により、同委員会の名称がコミュニティ運営協議会に変更されること及び「大野城市コミュニティ条例施行規則」が廃止され、新たに「大野城市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則」が制定されることに伴い、所要の改正を行うものです。

6ページをお願いいたします。改正内容としまして、使用時間及び休館日第7条2項（4号）の文言中、「コミュニティ運営委員会」を「コミュニティ運営協議会」に改正を行うものです。また、準用の第13条中の学校開放に関しまして、新たに大野城市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則が制定されましたので、この新たな規則を引用に改めるものです。

施行期日は、平成30年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第12号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第12号議案は承認すべきものと決めます。

〔第13号議案 大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について〕

○吉富教育長

第13号議案、大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いいたします。

石木課長、お願いいたします。

○石木ふるさと文化財課長

ふるさと文化財課です。

資料は7ページになります。第13号議案、大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、こちらは大野城心のふるさと館の開館に伴いまして、その事業の一部をふるさと文化財課で行いますことから、分掌事務の所要の改正を行うものでございます。

8ページを御覧ください。改正前につきましては、左側、「歴史資料展示室の管理運営に関すること」等がございしますが、3月31日をもちまして閉室しますことから、こちらを「大野城心のふるさと館事業に関すること（心のふるさと館運営課所管に係るものを除く）」と改正いたしております。また、九州国立博物館等との連携に関することに関しましても、「心のふるさと館所管課に係るものを除く」ということで改正を行っているところでございます。

この規則は、平成30年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上です。

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問はございますか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは採決に入らせていただきます。

第13号議案について、承認することに異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第13号議案は承認すべきものと決めます。

[第14号議案 大野城市歴史資料展示室管理運営規則を廃止する規則の制定について]

○吉富教育長

第14号議案、大野城市歴史資料展示室管理運営規則を廃止する規則の制定について、説明をお願いいたします。

石木課長、お願いいたします。

○石木ふるさと文化財課長

第14号議案大野城市歴史資料展示室管理運営規則を廃止する規則の制定について、お手元の資料9ページをお願いいたします。

こちらは、大野城市歴史資料展示室の廃止に伴い、本規則を廃止するものでございます。

資料を開けまして10ページでございます。この廃止に関する規則に関しましては、平成30年4月1日から施行するものとしております。

また、資料の修正がございます。10ページの資料、「平成 年 月 日」と書いてあります下に「教委規程第 号」と書いてありますが、「教委規則第 号」でしたので修正ください。申しわけございませんでした。

説明は以上です。

○吉富教育長

修正は、教委「規程」を「規則」に変えるということで。

○石木ふるさと文化財課長

はい。

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは採決に入ります。

第14号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第14号議案は承認すべきものと決めます。

〔第15号議案 大野城市子ども読書活動推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○吉富教育長

第15号議案、大野城市子ども読書活動推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をお願いいたします。

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

それでは11ページ、第15号議案、大野城市子ども読書活動推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明いたします。

提案理由ですが、コミュニティ運営委員会の組織の改編によりまして、同委員会の名称がコミュニティ運営協議会に変更されることに伴い改正するものでございます。

めぐりまして12ページをお願いいたします。改正の内容ですが、組織に「コミュニ

ティ運営委員会」がございますので、こちらを「コミュニティ運営協議会」と改正するものでございます。

要綱の施行は、平成30年の4月1日となっております。

説明は以上です。

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、採決に入ります。

第15号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第15号議案は承認すべきものと決めます。

[第16号議案 平成30年度大野城市教育振興基本計画について]

○吉富教育長

平成30年度大野城市教育振興基本計画について説明願います。

船越課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

第16号議案は、平成30年度大野城市教育振興基本計画についてでございます。平成27年度から平成30年度を期間として定めました大野城市教育施策大綱、これに掲げられる施策の基本的目標を実施していくために、平成30年度におけます取り組みや重点目標を定めるものでございます。

この策定に当たりましては、庁内での意見募集を経て、この教育委員会協議会でもさまざまなご意見、ご助言をいただいて策定したものでございます。平成30年度は、この計画に基づきまして業務を着実に確実に進めてまいりたいと考えております。

また、ご指摘いただきましたが、星印の新たに行う取り組み、これにつきましても、今後、より多くのを積極的に取り入れられるよう研究してまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○吉富教育長

審議とかご指導、ほんとうにありがたく存じております。ただいまの説明につきまして、質問はございませんか。

はい、どうぞ。高木委員、お願いいたします。

○高木委員

基本計画の冊子でございますが、これは各学校、学校長あたりには渡してあるんですよね。

○船越教育政策課長

データを送っております。

○吉富教育長

いいですか。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

また、校長会等を活用して、要所要所については触れていく機会も考えておりますので、ご指摘のとおりいたします。ありがとうございます。

○吉富教育長

それでは、採決に入らせていただきます。

第16号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第16号議案は承認すべきものと決めます。

〔第17号議案 平成30年度産業医の選任について〕

○吉富教育長

第17号議案、平成30年度産業医の選任について、説明をお願いいたします。
船越課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

第17号議案、平成30年度産業医の選任について説明いたします。
労働安全衛生法第13条の規定に基づきまして、50人以上の労働者、教職員が在籍しております大野小学校と平野中学校の産業医を選任するものでございます。
以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

では、採決に入ります。
第17号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第17号議案は承認すべきものと決めます。

〔第18号議案 大野城市指定有形文化財（考古資料）の指定について〕

○吉富教育長

第18号議案、大野城市指定有形文化財の指定（考古資料）について、説明を願います。

石木課長、お願いいたします。

○石木ふるさと文化財課長

第18号議案、16ページになります。大野城市有形文化財（考古資料）の指定についてでございます。本件は、大野城市文化財保護条例第4条の規定に基づき、大野城市有形文化財の指定を行うものでございます。

本日は、急ではございますけれども、資料の実物をお持ちしております。

担当のほうから簡単に説明いたします。

○吉富教育長

では、お願いいたします。

○上田ふるさと文化財課主任技師

ふるさと文化財課の上田です。よろしく申し上げます。

本日お持ちしている資料は、乙金第二土地区画整理事業に伴う発掘調査で出土したものでして、古野遺跡という遺跡が乙金宝満神社のすぐ裏手にありまして、その経塚という遺跡から出てきたものです。

名称としては、古野遺跡経筒ということで、経筒の説明をいたしますと、材質は青銅製、鑄造品であるということです。形としては筒の本体部分に宝珠つまみがつくふたを伴うというものです。経筒のタイプと申しますか、形としては、四王寺山でよく発見されているものでして、四王寺型というタイプに分類される、この時期ではかなり一般的なものとなります。現状、筒の身の部分とふたがさびが付着しておりまして、現状外れない状況なんですけれども、X線CTスキャナーを使いまして、内部の画像を確認したところ、内部に紙本経、紙に書いたお経が10巻残っていることが確認されました。

○石木ふるさと文化財課長

お手元の資料の21ページの右側中段の写真になります。

○上田ふるさと文化財課主任技師

お経そのものは自重でくしゃっとなってしまうと、塊状というか拳状になっている状況なんですけれども、本来は巻物にしたお経がおさめられていました。

指定の理由、特色等につきましては、経塚というのはそもそも仏教の経典をおさめ

るための遺跡のことなんですけども、通常、工事中の不時発見ですとか、あるいは発掘調査において確認される場合でも、経筒というのが非常に美術的価値が高くて骨董品として売買されたりするようなものもあるので、盗掘されていることが多いんです。今回盗掘されずに、なおかつ正式な発掘調査を通じて確認したということで、経塚そのものの構造ですとか、おさめた状況などがはっきりわかるというところで、学術的に非常に価値が高いということです。

さらに、経筒について言いますと、底の部分、写真を添付しておるんですけども、鏡をはめ込んで経筒の底としておりまして、ここにはトンボと考えられる模様ですとか、チョウチョウと考えられる模様があしらわれた、いわゆる和鏡をはめ込んでいるものです。なおかつ未開封の経筒の内部から紙本経、お経が残っているという点でも価値が高いということです。

時代としては平安時代の終わりごろ、12世紀前半ということをおぼえておるんですけども、ちょうどこの12世紀前半以降に、乙金地区では非常に集落の形成が活発になったり、あるいは輸入陶磁器をたくさん副葬するようなお墓がたくさん見つかったりするので、乙金地区における開発のきっかけとなるような代物というか、経塚から出てきた経筒ということです。

別添の3ということで一覧表をつけておりますけども、発掘調査で確認された経筒とその指定状況ということで福岡県内のものをまとめておるんですけども、基本的に発掘調査で確認されて、なおかつ経筒が残っていて、さらに青銅製の経筒の場合は、8割程度が何らかの指定を受けているということですので、この一覧表から見ても十分指定に値するものであるというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○吉富教育長

専門的なご説明でした。はい、どうぞ。

○石木ふるさと文化財課長

追加いたしました、大野城市内でこういった経筒の出土というのは、先ほど説明がありましたとおり今回が初めてでございます。本件に関しましては、本市の文化財保護審議会のほうにお諮りいたしまして、妥当というご意見をいただきまして、本教育委員会に答申を行うものでございます。

説明は以上です。

○吉富教育長

かなり専門性を有した方がおられますので、どんどん内容について聞いてください。
どうぞ。

○角委員

1点教えてください。大野城市での有形の文化財というのは何点ぐらいあるんでしょうか、既に指定されている件数は。

○石木ふるさと文化財課長

有形文化財の考古資料は8点です。

○角委員

一覧表を出していただけますか？

○石木ふるさと文化財課長

わかりました。

○角委員

無形文化財もあるんですか。

○石木ふるさと文化財課長

無形文化財は、県指定の文化財が1点だけで、博多独楽というこまです。

○平田教育部長

曲芸ごまですね。

○安部委員

博多独楽の。

○石木ふるさと文化財課長

無形文化財はその1点だけです。市の指定というのはございません。

○吉富教育長

筑紫寿楽さんですね。

○平田教育部長

あと、樹木の関係が。

○石木ふるさと文化財課長

天然記念物が、大野小学校のセンダンの木とか、薬師の森、御笠の森といった、樹木に関する天然記念物ですね。そういったものを合わせまして23点だったと思います。一覧表を次回にお出ししたいと思います。

○角委員

すみません、そういったものを一度一覧で教えていただければ。

○吉富教育長

次回でいいですね。

○角委員

いつでもいいです。次回じゃなくてもいいです。

○吉富教育長

どうぞよろしく願いいたします。

ほかに何か。どうぞ。

○松本委員

中の経本は全く判断できないんですか。

○吉富教育長

どうぞ。

○上田ふるさと文化財課主任技師

底の部分だけ巻物状態で残っているんですけど、上の部分は崩れていまして、おそらく開けて中を取り出しても多分文字は見えないのですが、ほかの事例とかを見ると法華経が書かれていますので、これもほぼ法華経と考えていいと思います。

○吉富教育長

どこからでも答えが返ってくると思いますので。どうぞ。

○角委員

開けられないんですか。

○上田ふるさと文化財課主任技師

一度開けようと試みて、九州歴史資料館のほうに持って行って試してみました。物理的には可能なんですけど、ただ、開けることによって経筒自体が傷む可能性のほうが高いです。未開封の状態です。今、エックス線で中の状況がわかっていますので、未開封にしておくほうがメリットは高いということで、今は開けておりません。

○角委員

ありがとうございます。

○吉富教育長

いいですか。

○平田教育部長

上のふたがちょこっとあいているんですよ。
なので、空気は出入りしているんですけど。

○吉富教育長

ふたの宝珠に触っただけでも身の汚れをとってくれそうな感じで。

○平田教育部長

これもふるさと館のほうにきちんと展示します。

○吉富教育長

ふるさと館のほうにはレプリカが出ております。すごいです、レプリカは。どうしてあのようにつくれるのか分かりませんが。そうだったですね。

○上田ふるさと文化財課主任技師

はい。

○高木委員

本物はどこに管理されるんですか。

○上田ふるさと文化財課主任技師

本物はふるさと館のほうで管理します。

○高木委員

展示はそのレプリカと。

○上田ふるさと文化財課主任技師

そうですね。

○吉富教育長

はい、どうぞ。

○安部委員

光とかが影響したりするときがあるじゃないですか。今の保存で大丈夫なんですか。

○上田ふるさと文化財課主任技師

現状で、もともと銅質が非常にいいというのと、保管状態が非常によかったのと、あとは九州歴史資料館のほうで表面をコーティングしてもらっていますので。

○安部委員

今のこの状態が？

○上田ふるさと文化財課主任技師

はい。基本的には、よほど劣悪な環境に置かない限りは現状維持できるものと考えております。

○安部委員

よく仏像とかは、本物はとても暗く、百済観音とかは、ごく暗いところでしか見れないですね。あと、レプリカは春の光をさんさんと浴びるところに置いてあって。

○平田教育部長

光とか湿度とか、国指定とかだと厳しい条件が課せられます。

○吉富教育長

今、ふるさと館のほうは建材から出てくる化学物質の除去をするような努力をしておられるようですね。

ほかにございませんか。どうぞ。

○角委員

どこの銅かわかりますか。どこ産の銅か。多分田川の採銅所あたりからとった銅でしようけれどもね、この辺にあるということは。

○上田ふるさと文化財課主任技師

鉛同位体分析というのがあって、今回はしていないんですけども、おそらく12世紀前半になると中国の銅を使い出すという研究があって。特に12世紀ぐらいになると、中国の宋のお金、宋銭と言うんですけど、これを大量に輸入して、それを鋳潰してや

っていくのが、たしか現状の研究でわかっていて、中国産の銅だと考えてます。

○角委員

それこそ奈良の大仏さんでも採銅所の銅でつくっておりますからね。

○吉富教育長

どこからでも答えが出てきますので、もっとどうぞ。現地説明会でしか見れない顔でございますので、どうぞ。

○松本委員

底の鏡はどのような。鏡の特徴とか。

○上田ふるさと文化財課主任技師

鏡そのものは、12世紀前半につくられた日本製の和鏡なんですけども、トンボと考えられる模様と一對の鳥、チョウチョウかなと。

○石木ふるさと文化財課長

21ページの資料の右上に写真が出ておりますけれども、上がチョウチョウで、左と右に鳥が飛んでおって、下にトンボではないかというあつらえです。真ん中のところのちょっとポッチというか、横に2ミリぐらい影が見えますけれども、ここの部分につまみの部分がついて、いわゆる鏡として、顔が写る部分は経筒の中のほう、今、見えているのは経筒の鏡の底のほう、鏡の裏のほうが見えております。そういった状況でございます。

○吉富教育長

この鳥は、理科に載っていましたが始祖鳥によく似ていますね。

○安部委員

鳳凰じゃないですかね。

○角委員

これと関係ないんやけど、昔の銅鏡は、人の顔が写るように何であんなに磨けたんですかね、写るほどに。

○上田ふるさと文化財課主任技師

よく言われるのが、砂をこの上に置いて、おそらく粗磨きから仕上げ磨きまでしたのかと。

○角委員

最後の仕上げ磨きは何でしたんやろうかと思って。写るほどきれいな面をつくれる研磨剤というのがね。

○角委員

ご存じじゃない？ よかった。

○吉富教育長

説明しがいがありましたですね。

もうないですか。何でも答えられます。

それでは、説明が終わりました。第18号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第18号議案は承認すべきものと決めます。

〔第19号議案 大野城市小中学校日本語支援ボランティア派遣事業実施要綱の制定について〕

○吉富教育長

第15号議案、大野城市小中学校日本語支援ボランティア派遣事業実施要綱の制定について、説明をお願いいたします。

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

こちらは23日にお配りしたものでございます。第19号議案、大野城市小中学校日本語支援ボランティア派遣事業実施要綱の制定について、ご説明いたします。

制定の理由でございますが、大野城市立の小学校に在籍いたします外国籍の児童や外国から帰国した児童など、日本語の理解が難しい児童・生徒の学校生活を支援するために、通訳などを行うボランティアを派遣するものという事業でございます。

要綱の説明をいたします。資料を開いていただきまして、2ページですけれども、こちらはまず教育委員会にボランティアの登録を行うものでございます。3条でございます。広報や外国籍の方などのいらっしゃる機関など、また、国際交流協会など関係する機関にPRを行いまして、そこから登録をしていただきまして、4条、学校からの派遣要請をもとにボランティアを派遣するものでございます。

活動内容でございますが、3ページの第5条でございます。まず、日常生活の会話の支援となります。その次に、事業におきまして、学習支援や生活指導などの教師、教諭からの伝達及び発表の支援、また、保護者の会話の支援ですとか、学校からのお便りなどの翻訳を主な活動としているところでございます。

派遣は1回につき3時間を上限としているところで、生徒1人あたりに1年間、もしくは40回を上限としているところでございます。ただし、これは個人差がございますので、この期間を過ぎてもまだ難しいという場合は延長することもあり得ますし、早くなじみまして支援が必要ない場合はこれより短い期間で終了する場合もございません。

謝金でございますが、1回につき2,500円となっております。

すみません、修正をお願いします。第5条ですけれども(4)が抜けております。(5)を(4)に、(6)を(5)に修正をお願いいたします。失礼いたしました。事業の説明は以上でございます。

○吉富教育長

説明は終わりました。だいまの説明につきまして、お尋ね、確認がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

高木委員、お願いいたします。

○高木委員

上限1回につき3時間と言われましたですね。それは、事によっては1時間で終わるときもあるかと思うんですが、この派遣は1回につきということで、時間ではないわけですね。

○森永教育振興課長

はい、そうです。

○高木委員

はい、わかりました。

○吉富教育長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。森永課長。

○森永教育振興課長

先日23日にお配りした際に、角委員からご質問いただいております「大野城市立」という、小中学校4校の名称に「立」を入れなくてもいいのかというご質問でございましたが、「大野城市」で一旦切りまして、小中学校に日本語支援ボランティアを派遣するという事業ですので、大野城市立小学校というくくりではなく、「市」のところで一旦切るというところでこういう名称にしたところでございます。

○吉富教育長

よろしゅうございますか。

○角委員

はい。

○吉富教育長

それでは、採決に入らせていただきます。

第19号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第19号議案は承認すべきものと決めます。
議事として予定されたいたところにつきましては終了いたしました。
次に進めます。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

教育長報告でございますが、今月は特に報告すべき事案はございません。
進ませていただきます。

〔報 告〕

○吉富教育長

特に事前に伺っておりませんが、何かございますか。いいですか。
次に進ませていただきます。

〔その他〕

- ①教育長の業務報告（1月～2月分）
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成30年3月分）
- ③3月定例議会 一般質問の概要について

○吉富教育長

予定しておりました案件は終わりましたので、これで3月定例教育委員会を終わらせていただきたいと思います。

午前11時10分 閉会